

令和4年度事業計画

事業期間 自 令和4年7月 1日
至 令和5年6月30日

〈基本方針〉

昨年4月に公布された、所有者不明土地問題に起因する民法、不動産登記法一部改正、また相続土地国庫帰属法の成立等、一部を除き令和5年4月に施行されることが公表されている。2016年に不明土地の集積面積が九州の面積に匹敵すると表現された時期からわずか5～6年の間に、国が矢継ぎ早に数々の施策を打ち出してきた状況は、まさに隔世の感を以て受け止めている状況ではあるが、この改正を真に実効性のあるものとしてゆくためには、我々のような専門的知見を備えた実務家が、新たな施策に精通して、官と民の間の橋渡しをするような役割が期待されている。

一連の法改正の根幹にも繋がる土地基本法改正（令和2年3月）、本法第6条には、「土地所有者等は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する」とされ、「その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない」と規定された。これは官民有地を問わず求められていることであり、昨今地方分権譲与後の里道・水路の表題登記を推進すべしとする声も届くようになった。併せて従来より注力する狭隘道路整備事業、登記未処理道路の整備事業等も引き続き取り組んでいく所存であるが、道路行政に関わる事業を進める上で官民境界確認補助業務は密接な関連があり、円滑・迅速な業務処理上、是非とも本業務の拡大にご理解を得たい。県内において13市町において本業務の委託を受けており、他地域への啓発を行いたい。

周知の通り、土地家屋調査士法の一部改正を受けての「土地家屋調査士の業務の範囲」について、いわゆる登記を伴わないものについての調査・測量も含まれるとする民事二課長回答が昨年発出された。土地家屋調査士法第1条の使命規定に照らせば、官民境界確認補助業務は積極的に取り組むべき業務とも考えられる。

国土グランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～から描かれる目指すべき国土の姿の中に「美しく、災害に強い国土」「各地域において地域の将来像を描くための検討が主体的に行われ、新しい国土政策を構築」とした骨子が採択されており、今正に地域がその将来像を語る事業展開が求められている。

他方、平成30年の森林経営管理法の施行を受け、森林管理に市町村

の関与が求められている。県土の約 8 割を森林が占める岐阜県としては喫緊の課題と拝察し、森林境界の新たな画定手法の実証実験に参画するなど、積極的な関与・研究・啓発に注力したい。

令和 4 年 5 月の内閣府月例経済報告では、「先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」と報告されたように、幾分かの期待感が込められた。しかし、本協会は「土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に係る権利の明確化に寄与する」という重要な使命の元、県民に安全と安心を提供するという大きな役割がある。そのためには、協会社員全員が力を合わせ、この難局を乗り越えなければならない。

本協会は、昨年度の事業実績を検証し、令和 4 年度も公共嘱託業務の適正かつ迅速な処理に向け、組織体制を一層確実なものとするこゝで、公益法人としてのガバナンスの確立と内部統制の整備を図り、また法令遵守そして個人情報保護に努めるなど、更に透明性の高い運営を心がけ、官公署の協働者としての信頼を益々得て『選択される公嘱協会』としてのポジションを確固たるものとするべく、以下の事業を推進する。

今年度の公益目的事業「不動産に係る権利の明確化推進事業」の概要は次のとおりである。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
2. 地図整備の促進等に係る受託業務（関連事業）
3. 防災及び災害時支援事業（自主事業）
4. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業）

総 務 部

1. 組織関係

(1) 諸規則等の整備

- ・見直しが必要な規則を検討し改善する。

(2) 効率的な事務運営の推進

- ・事務管理システムの維持管理、新システムの構築の検討

(3) 会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営

- ・ウェブ会議開催の促進

ウェブ会議開催に伴う経費削減、担当役員の負担軽減をめざし

推進していく。

- (4) 公益法人としての透明性を確保するための情報公開
 - ・ 法人法、認定法に基づく迅速な情報公開
- (5) 公益法人としてのガバナンスの強化及び危機管理への対応
 - ・ 役員研修会の実施
 - ・ ホームページの随時更新と改変
 - ・ 公嘱ニュースの発行
 - ・ 災害等危機管理への対応
- (6) 調査士会館移転に伴う対応
 - ・ 現調査士会館取壊し時の仮事務所への移転及び新会館への移転対応

2. 事業関係

- (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産登記制度、調査士制度の啓発と公嘱制度の広報
 - ・ ホームページでの協会活動の啓発及び広報
 - ・ 名刺を活用した啓発及び広報、対外広報の検討及び実施

財 務 部

1. 公益法人として社会から信頼される会計情報の提供
 - ・ 公益法人会計基準及び関連法令に則した適正な会計処理

企 画 部

1. 防災及び災害時支援事業の推進
 - (1) 地図情報を活用した危機管理推進
 - ・ 官公署との情報共有の検討
 - (2) 災害時応援協力に関する体制強化
 - ・ 官公署及び他協会との災害時応援協力に関する協定への対応
 - ・ 防災訓練への参加
 - ・ 認定登記基準点整備事業への対応
2. 筆界を明らかにする業務の専門家として土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業推進
 - (1) 研修会等の企画と開催

- ・シンポジウムの企画と開催
 - ・官公署、他協会等からの講師派遣依頼への対応
- (2) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談会の開催・参画

3. 社員教育の推進

- ・社員研修会の企画、開催
- ・情報収集のための外部研修会への社員派遣

業 務 部

業務推進

1. 公共嘱託登記に係る受託事業の推進

- (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家による登記測量（全部受託業務）の啓発

- ・表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する対応
- ・未登記処理業務の啓発

- (2) 契約及び積算事務に関する体制の強化

- ・単価契約システムの構築

2. 地図整備の促進等に係る受託事業の推進

- (1) 地図作成業務の啓発と対応

- ・登記所備付地図作成作業
- ・調査士型の地籍調査事業
- ・国土調査法第19条第5項指定制度の活用
- ・森林経営管理法に関わる業務提案

- (2) 官民境界確認補助業務の啓発と対応

- (3) 法定外公共物の土地表題登記業務の啓発と対応

- ・土地基本法改正に伴う公用地境界管理業務の啓発
- ・地籍調査の成果を活用した公共用地筆界未定解消のための土地表題登記の研究

- (4) 認定登記基準点整備事業の啓発と対応

業務管理

1. 公共嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動

(1) 官公署との協議

- ・ 嘱託業務運用基準の確認

(2) 品質管理の徹底

- ・ 業務処理の工程管理と検査の徹底
- ・ 統一した成果品の徹底
- ・ 個人情報保護の徹底

(3) 業務処理に関する研究と対応

- ・ 協会保有機器及びシステムの運用と管理

(4) オンライン申請の促進

2. 公益目的事業推進会議の企画と開催

- ・ 1回開催